

平成24年度一般廃棄物処理実施計画

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和56年相楽郡広域事務組合条例第27号)第4条第1項の規定に基づき、平成24年度の相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

平成24年5月10日

相楽郡広域事務組合

代表理事 木村 要

1 計画処理区域と計画処理人口

(1) 計画処理区域

本計画におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集対象区域は、木津川市、笠置町、和束町、精華町、及び南山城村の行政区域全域を対象とする。

(2) 計画処理人口

市町村名		木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	合計
		人	人	人	人	人	人
区分	行政区域内人口	71,524	1,669	4,664	36,866	3,163	117,886
	非水洗化人口	6,018	868	1,763	1,724	808	11,181
内 訳	計画収集人口	5,988	848	1,763	1,694	800	11,093
	自家処理人口	30	20	0	30	8	88
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)	2,893	258	176	1,034	142	4,503
	水洗化人口	62,613	543	2,725	34,108	2,213	102,202
水洗化人口 内訳	下水道人口	57,712	0	1,735	33,645	0	93,092
	コミュニティ プラント人口	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 (合併浄化槽)	4,901	543	990	463	2,213	9,110

2 一般廃棄物の計画処理量

一般廃棄物の種類		計画処理量 (k /年)					
		木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	合計
し尿	し尿	5,078.57	899.12	1,219.63	1,240.00	812.90	9,250.22
	浄化槽汚泥	5,728.52	638.70	979.90	1,520.10	957.80	9,825.02
	合計	10,807.09	1,537.82	2,199.53	2,760.10	1,770.70	19,075.24

3 一般廃棄物の処理主体

処理区分種類	収集・運搬	中間処理 し尿処理施設	最終処分 埋立処分	その他 自家処理	
し尿	相楽郡広域事務組合	相楽郡広域事務組合	相楽郡広域事務組合		
	委託	㈱クリーンサービス山城	相楽郡広域事務組合 大谷処理場		(し尿処理焼却汚泥) 大阪湾 広域臨海 環境整備 センター
		(株)相楽清掃			
		(有)フシミ			
		相楽商事			
		大和清掃			
許可	㈱クリーンサービス山城 (株)相楽清掃 (有)フシミ 相楽商事 大和清掃 城南衛生(株) 平安衛生開発(株)	相楽郡広域事務組合 大谷処理場	(し尿処理焼却汚泥) 大阪湾 広域臨海 環境整備 センター		
浄化槽汚泥	同上	同上	同上		

4 処理計画

種類	収 集・運 搬			中間処理（し尿処理）			
	収集区域	収集量	運搬先別内訳量	処理主体及び施設	処理量	残渣（焼却灰量）	処分方法
し尿	木津川市	5,078.57	5,078.57	相楽郡広域事務組合	5,078.57	14	埋立処分
	笠置町	899.12	899.12		899.12	3	
	和束町	1,219.63	1,219.63		1,219.63	3	
	精華町	1,240.00	1,240.00	相楽郡広域事務組合 大谷処理場	1,240.00	4	
	南山城村	812.90	812.90		812.90	2	
	合 計	9,250.22	9,250.22		76k / 日	9,250.22	

種類	収 集・運 搬			中間処理（し尿処理）			
	収集区域	収集量	運搬先別内訳量	処理主体及び施設	処理量	残渣（焼却灰量）	処分方法
浄化槽汚泥	木津川市	5,728.52	5,728.52	相楽郡広域事務組合	5,728.52	16	埋立処分
	笠置町	638.70	638.70		638.70	2	
	和束町	979.90	979.90		979.90	3	
	精華町	1,520.10	1,520.10	相楽郡広域事務組合 大谷処理場	1,520.10	4	
	南山城村	957.80	957.80		957.80	3	
	合 計	9,825.02	9,825.02		76k / 日	9,825.02	

最 終 処 分					
埋 立 処 分			堆 肥 化 処 分		
処理主体及び施設	量	処理主体及び施設	量	処理主体及び施設	量
相楽郡広域事務組合	t / 年	相楽郡広域事務組合	t / 年	相楽郡広域事務組合	t / 年
委託 (し尿焼却汚泥) 大阪湾 広域臨海 環境整備 センター	26	(浄化槽汚泥焼却汚泥) 大阪湾 広域臨海 環境整備 センター	28	(清掃汚泥) 八光海運(株)	100

5 収集・運搬の概要

処理主体 種別	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法
し 尿	相楽郡広域事務組合		回 / 月	各戸収集
	機クリーニングサービス山城：津路正志	木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村	1	
	(株)相楽清掃：上田雅幸	木津川市・和束町・南山城村		
	(有)フシミ：西田昇二	木津川市		
	相楽商事：小山伸一	木津川市・和束町・精華町		
	大和清掃：竹田浩子	木津川市・笠置町・南山城村		
浄 化 槽 汚 泥	機クリーニングサービス山城：津路正志	京都府木津川市及び相楽郡		回 / 年
	(株)相楽清掃：上田雅幸	〃	1	
	(有)フシミ：西田昇二	〃		
	相楽商事：小山伸一	〃		
	大和清掃：竹田浩子	〃		
	城南衛生(株)：津路昭彦	〃		
	平安衛生開発(株)：大谷信之	〃		

6 中間処理施設の概要

施設名称	相楽郡広域事務組合大谷処理場
処理主体	相楽郡広域事務組合
所在地	京都府木津川市山城町上狛大谷181番地
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理（砂ろ過・活性炭）
処理能力	76k / 日
処理量	52k / 日
残渣量	54t / 年

7 清掃汚泥処分施設の概要

施設名称	養父郡衛生公園
処分委託業者	八光海運株式会社
所在地	兵庫県養父市八鹿町下網場 610 番 5
処理方式	低希釈二段活性汚泥法+高度処理
処理能力	50t/日
処理量	50t/日

8 住民に対する広報・啓発活動

- ・各構成市町村広報誌及び相楽郡広域事務組合ホームページにて、し尿、浄化槽汚泥処理の適正化、生活環境の保全等について住民に周知徹底させる。